

道民活動センター新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

令和2年5月27日決定

令和2年5月29日一部改正

令和2年6月29日一部改正

令和2年7月7日一部改正

令和2年10月1日一部改正

令和2年10月6日一部改正

令和4年6月7日一部改正

道民活動センターは、「道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針」（令和2年5月21日（令和3年7月9日一部改正 令和4年5月30日一部改正） 北海道）及び「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日（令和2年9月18日一部改正） 公益社団法人全国公立化施設協会）等に沿った対策を行い、新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底を図るものとする。

1 3つの密の防止

施設内においては、接触感染及び飛沫感染のリスクを踏まえ、次のとおり対策を講ずる。

- (1) 「3つの密」を徹底的に避けるため、「北海道スタイル」などの取組みを実施し掲示する。
- (2) 貸出施設は、十分な間隔を空けて利用するため、別表及び別図のとおり定員及び座席等の配置を定める。なお、座席の変更は原則として認めないものとする。
- (3) 貸出施設内に、着席できない席等を示す図面を表示する。
- (4) ロビー及びホールホワイエ等に、「北海道ソーシャルディスタンス」を表示する。

2 定員等の制限の緩和

ホール及び会議室等の主催者から、定員の制限について緩和を求める申請があった場合は、次のとおり取扱う。

(1) 定員の制限を緩和するための条件

定員の制限を緩和しようとする場合は、道内の感染の収束状況、催物の内容、利用（上演）時間、想定される観客層等を踏まえ、次の条件を全て満たす場合は、収容定員までの配席数（収容率100%）とすることができる。なお、定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けること。

ア ホールにあっては、別紙1「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提とするものの例」に該当する催物であり、会議室、研修室等にあっては、大声での発声が伴わない利用であること

イ 別紙2「イベント等の開催制限の緩和を適用する場合の条件」を全て満たし、その取組みを公表すること

ウ 利用申込みの際に、別紙3「イベント主催者セルフチェックシート」を提出すること

なお、既に利用申込みを終えている場合は、利用開始前（可能な限り早期）に別紙3を提出

すること

- (2) 道民活動センター指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、定員の制限の緩和を認めた場合であっても、感染防止対策が担保できない場合は、利用日も含め催物の開催を取り消すことができる。

3 基本的な感染防止対策

- (1) 指定管理者は、主催者と協力・連携し、道民活動センターに入館する全ての者に対し、次の基本的な感染防止対策を周知するとともに、必要となる措置を講ずるものとする。

ア マスク着用の推奨

- ・玄関ホール、ロビー、廊下、エレベーター内など、人との距離（「2 m以上が目安」（以下省略））が確保できない場所では、マスクの着用を推奨する。
- ・会議室等において人との距離を確保できる場合であっても、会話が伴う場合はマスクの着用を推奨する。
- ・館内において人との距離が確保できない場合にマスクを着用していない者がいた場合は、指定管理者、警備員、総合案内員及び主催者等はマスクを着用するよう注意するものとする。

イ マスク着用に係る注意事項

- ・館内において、人との距離が確保できる状況で、会話をほとんどしない場合は、マスクを着用しないことを妨げない。

ウ その他の措置

- ・手指の消毒、手洗いの徹底
- ・大声を出さないことの奨励
- ・相互の社会的距離の確保
- ・会話の抑制、咳エチケット
- ・換気の励行
- ・厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）や北海道コロナ通知システム等の活用

- (2) 道民活動センターに入館しようとする者は、次の症状があるときは、自宅待機等の対応をとらなければならない。

- ・平熱と比べて高い発熱がある場合
- ・咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
- ・PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問履歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合

4 館内における対策

(1) 入口

- ・施設の入口に、手指消毒用の消毒液を設置する。なお、備え付けの消毒液が不足することがないよう定期的に警備員による点検を行う。
- ・正面玄関南側入り口に、サーモグラフィー装置を設置し、入館者の発熱状態を監視する。なお、

発熱が認められた場合には、入館を認めない。

- ・サーモグラフィ装置による効果を発揮させるため、正面玄関北側入り口を封鎖する。

(2) ロビー等

ロビー及び展示ホールをロビーと一体的な利用に供する際は、次のとおり対策を講ずる。

- ・対面での飲食や会話を回避するよう表示すると共に、椅子及びソファは2 m以上（ロビーは1 m以上）の間隔を設けて配置する。なお、物品の移動は認めない。
- ・テーブル、椅子等の物品は、毎日1回以上消毒する。
- ・エレベーターは、かご内で接触しないよう立ち位置を床面に表示する。

(3) 廊下等の共用部

- ・施設の開館前に、エレベーターの押し釦スイッチ、手すり、ドアノブ、照明用スイッチ等、不特定多数の者が触れやすい場所や物品の消毒を行う。
- ・総合案内及びエレベーターホールの行列は、最低1 m以上（可能な場合は2 m）の間隔を空けて整列し密集しないようにする。

(4) トイレの対策

- ・不特定多数が接触する場所は、1日2回以上清掃・消毒する。
- ・トイレの蓋（多目的トイレを除く。）を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ホールホワイエのトイレの混雑が予想される場合は、できるだけ間隔を空けて整列するよう表示するとともに、主催者に対して最低1 m（可能な場合は2 m）の間隔を空けて整列させるよう要請する。

(5) 管理事務室等

- ・管理事務室内及び入口に、来館者用及び職員用の消毒液をそれぞれ設置する。
- ・受付窓口は、来館者と職員の間をアクリル板で遮蔽する。
- ・管理事務室内の待合場所及び一時的に廊下に待合場所を設ける場合は、最低1 m以上（可能な場合は2 m）の間隔を空けて着席、又は整列させ密集しないようにする。
- ・不特定の者が使用する貸出施設の鍵、レーザーポインター、マグネット、延長コード及び筆記用具等は、定期的に消毒する。
- ・貸出施設の鍵の授受の記録は、道民活動センターの職員が行う。

(6) 貸出施設

- ・貸出施設の利用中は常に機械換気する。
- ・貸出施設に備付けのテーブル、椅子、ホワイトボード、ホワイトボードペン、電話、ハンガー、ハンガーラック、音響・映像機器等の物品は、利用後に消毒する。
- ・貸出施設内に設置の茶器は撤去する。
- ・各施設利用者の求めに応じての鍵を貸出す際に、手指消毒用アルコール及び必要に応じて非接触式体温計の貸出しを行う。
- ・幼児室は、複数の団体による同一区分の利用は承認しない。

5 飲食店の対策

軽食喫茶 CAFÉ DE MADEL は、次のとおり感染予防対策を講ずる。

- ・テーブルは、飛沫感染予防のため、最低1 m以上（可能な場合は2 m）の間隔を開けて座席を配

置する。

- ・座席は、真正面の配置を行わない。ただし、やむを得ず真正面の配置をする場合は、テーブル上に区切りのパーティションを設けるなどする。
- ・集団での利用は家族等に限定し、家族等の集団と他の来店者との距離は、1 m以上（可能な場合は2 m）となるよう座席を配置する。
- ・混雑時は、入場制限を行う。
- ・定期的に窓を開けて換気する。
- ・食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底する。
- ・来店する際は、手指消毒を徹底する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・金銭の授受を対面で行う場合は、アクリル板や透明なビニールカーテンにより、相手との間を遮蔽する。
- ・現金の受渡しはコイントレイで行う。コイントレイは定期的に消毒する。
- ・使用しない席には、「北海道ソーシャルディスタンスマーク」を掲示する。
- ・店舗内に、感染防止に関する取り組み及び「新北海道スタイル」安心宣言を掲示する。

6 清掃員・ゴミ収集者の感染防止対策

- ・道民活動センタービルで清掃及びゴミの収集作業を行う者は、マスク及び手袋を着用しなければならない。
- ・作業を終えた後は、手洗い及び消毒を行うこととする。

7 従事者の感染防止対策

道民活動センターの管理・運営に従事する者（協力企業の職員を含む。以下「従事者」という。）に対し、次のとおり対策を講ずる。

- ・勤務者は、施設の管理運営に必要な最小限の人数とする。
- ・制服等はこまめに洗濯する。
- ・会議や打ち合わせ等では、原則として対面にならない席配置とするなどして、従事者間の感染リスクの低減を図る。
- ・執務エリア（休憩室等を含む。）でも事務用品等の共用は避け、不特定多数が触れやすい場所や備品の消毒を定期的に行い、必要箇所手指用消毒液を設置する。
- ・公演に直接関与しない従事者は、できるだけ会場への出入りや公演関係者との接触を控える。

8 来館者に対する周知・広報

指定管理者は、感染防止対策として実施している次の事項を、ホームページ等により来館者に周知するものとする。

- (1) 館内では、マスクの着用を推奨していること。
- (2) 37.5度以上の発熱のある者は、入館できないこと。
- (3) 次の症状に該当する場合、入館できない場合があること。

- ・咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
 - ・PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問履歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合
- (4) 入館時に手洗いを徹底するほか、手指の消毒を行うこと。
 - (5) 正面玄関に設置のサーモグラフィー装置で発熱が検出された来館者は、指定管理者が行う検温に協力しなければならないこと。
 - (6) 大声を出さないこと、会話の抑制、咳エチケット
 - (7) 「北海道ソーシャルディスタンス」の取組みを実施すること。
 - (8) 換気の励行

9 主催者に協力を求める具体的な対策

主催者に協力を求める具体的な対策は、「4 基本的な感染防止対策」によるほか、次のとおりとする。なお、主催者が必要な措置を講じていないと認められるときは、指定管理者は主催者に対し、必要な措置を講ずるよう再度要請するものとする。

(1) 事前調整

主催者は、利用に当たって、密集を回避する方策や密な状況を発生させないように、以下の事項について予め検討しなければならない。

- ・予定されている催物におけるガイドラインを踏まえた具体的な感染防止対策に関すること。
- ・仕込み、リハーサル、撤去において余裕あるスケジュールの設定に関すること。
- ・休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定を行うこと。
- ・入場待機列の設置に関すること。

(2) 客席の配席

- ・ホールの配席は、原則として指定席にするなどして、主催者が客席状況を管理調整できるようにするものとする。
- ・高齢者や持病のある者が多数来館すると見込まれる催物については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を求める。
- ・隣同士の配席とする場合は、座席のひじ掛けの使用について、原則、左右いずれかに統一すること。
- ・客席の最前列は舞台前から十分な距離を確保することとし、最低でも水平距離で2 m以上を設けること。

また、会議室等にあつては、講師等と最前列に着席する者との距離を水平距離で2 m以上を設けること。これが困難な場合は、フェイスシールドの着用など距離を置くことと同等の効果を有する措置を講ずること。

(3) 来場者に関する感染防止対策

- ・主催者は、感染防止のため、来場者に対し、9に記載の事項を周知する。この場合、「指定管理者」を「主催者」に「来館者」を「来場者」に「入館できない場合があること。」を「入場させてはならない。」にそれぞれ読み替える。

- ・来場者による自己検温だけではなく、主催者でも会場入場時に検温等の対策を講ずること。
- ・入退場時の密集回避のため、時間差の入退場や導線の確保、人員の配置等を行うことにより、十分な距離（最低1 m）の間隔を保持すること。
- ・公演後の出待ちや面会等は控えること。
- ・チケットシステム等の活用により、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握をすること。また、来場者に対し、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを周知すること。
- ・公演中の携帯電話等の抑制案内は、接触確認アプリの動作を妨げないよう「マナーモード」設定を推奨すること。
- ・配慮が求められる来場者、障害者や高齢者等については事前に対応策を検討すること。
- ・交通機関・飲食店等の分散利用等の公演前後の感染防止について注意を喚起すること。

(3) 会場内の感染防止対策

ア 接触感染防止対策

- ・主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行わなければならない。
- ・主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置しなければならない。また、不足が生じないように定期的に点検を行うこととする。
- ・シャワー室及び調理室は、利用中密な状態にならないよう入場制限を行うものとする。
- ・水屋の茶碗は、使用の都度洗浄する又は持参し、いずれの場合も共用利用はしないものとする。
- ・物品を介した接触感染を防止するため、入場時のチケットもぎりの簡略化（来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は目視で確認する。）等を検討すること。
- ・チラシ、パンフレット、アンケート等の手渡しは極力避けること。また、避けられない場合は、手袋の着用を徹底すること。
- ・公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えること。
- ・プレゼントや差し入れ等は控えること。
- ・機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定者の共有を制限すること。
- ・来場者や関係者等、それぞれの立ち入り可能エリアを制限（来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限）すること。

イ 飛沫感染防止対策

- ・主催者は、会場で大声を出す者がいた場合は、個別に注意しなければならない。
- ・感染リスクが高まるような演出（声援を求める、来場者をステージに挙げる、ハイタッチをする等）は控えること。
- ・来場者の案内や誘導には十分な間隔（最低1 m）を取るとともに、マスク着用に加え必要に応じてフェイスシールド等を着用すること。
- ・来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口等）では、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、来場者等との間を遮蔽すること。
- ・客席内ではマスク着用を必須とし、未着用者に対しては配布や販売、注意を行うなどして着用を徹底することとする。
- ・休憩時間や入退場時間は、会場の収容人員や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間

を設けること。

- ・休憩時間や入退場時には会話を抑制するよう周知するとともに、ロビー等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するよう促すこと。
- ・休憩時間や退場時の客席からの移動に際しては、券種やゾーンごとの時間差とし、滞留を抑制すること。
- ・休憩時間のトイレ等では、ロビー等の広さを踏まえて、十分な間隔（最低1m）を空けた整列を促すこと。
- ・会場内で食事を行う場合は、食事終了後速やかにマスクを着用し、長時間マスクを外すことがないよう促すこと。

(4) 関係者の感染防止対策

- ・主催者及び関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で最低1mを目安とした間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努めること。
- ・公演時の出演者を除き、施設内ではマスク着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底すること。
- ・楽屋、控室等でも不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行い、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置すること。
- ・楽屋等は密にならないよう定員を調整するとともに換気を励行すること。
- ・ケータリングにおいては、使い捨ての紙食器を使用するなど、十分な感染防止対策を講じること。
- ・機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定の共有を制限すること。
- ・準備、撤去等においても十分な感染防止措置を講ずること。

10 感染拡大への防止対策

- ・指定管理者は従事者について、主催者は関係者及び来場者等について、氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1か月間）保持するものとする。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するものとする。なお、個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄するものとする。
- ・発生した感染者（同居者等を含む。）の情報は、要配慮個人情報となるため、その取扱いに十分中止する。
- ・指定管理者は、施設内で来館者から体調不良が訴ええられた際の対応について、事前に検討を行い、換気の良い静養室（一時隔離）や対応する際のフェイスシールドの手配等の備品の準備を行う。
- ・従事者や関係者の感染が疑われる際の対応について事前に検討を行い、自宅待機やPCR検査の受診等の基準を定めるものとする。また、感染者発生の際の対応についても公表や公演実施の基準等を定める。